

田上区行政規約

(組織及び職務分担)

第1条 田上区役員

区長・副区長は次の職務を行う。

- (1) 区長 区を代表し区政を総括する。
- (2) 副区長 区長を補佐し、議事録の作成及び一般事務を行う。
- (3) 副区長 区長を補佐し、会計及び出納事務を行う。

2 区運営委員 5名は次の職務を行う。

- (1) 総務 広報・回覧文書の取り扱い及び田上生活改善センターの管理を行う。
- (2) 神社 祭典及び神社業務を行う。
- (3) 土木 産業土木及び水利業務を行う。
- (4) 山林 山林業務及び水ノ尾用水(田上の名水)の維持管理を行う。
- (5) 衛生 環境衛生を行う。

3 十長・五長は次の職務を行う。

十長・五長はその組を代表し、区政を補佐し区費の徴収業務、その他一般業務の伝達を計り、区政の円滑なる運用に勤める。

4 区長が必要あるときは、特別委員会を総会又は代議員会の承認をえて設置することができる。

(役員の選出方法)

第2条 役員の選出方法は次のとおりとする。

区長及び区長候補者

- (1) 区長は旧常会ごとに1名ずつ選出された候補者のうち、選出年度の古い者から代議員会の信任を経て就任するものとする。
- (2) 信任は代議員会での出席者の三分の二以上により決す。
- (3) 区長候補者の補充は、その年の12月25日までとし、当該旧常会から選出するものとする。

2 副区長及び区運営委員

毎年12月25日までに、各常会より1名、但し第4常会は2名を選出し、7名の運営委員より、副区長2名、区運営委員5名を互選し、職務を分担する。

3 十長・五長

- (1) 毎年12月25日までに、各常会から十長又は五長を計15名選出し区長に報告する。
- (2) 十長又は五長は代議員を兼ねるものとする。

十長・五長選出方法

第一常会	2名
第二常会	2名
第三常会	3名
第四常会	4名 (東 2名、西 2名)
第五常会	2名
第六常会	2名

4 特別委員会委員

特別委員会の委員の選出は、区長が選出し、総会又は代議員会の承認をえる。

(役員の任期)

第3条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 区長、副区長及び区運営委員の任期は1年とし、毎年1月の決算代議員会翌日から決算代議員会までとする。
- (2) 十長・五長は任期1年とし、毎年1月の決算代議員会翌日から決算代議員会までとする。
- (3) 特別委員会委員は区長が必要と認める期間までとする。

(決議機関)

第4条 決議機関は次のとおりとする。

総会

- (1) 定期総会は毎年1月末頃とし、区長が召集し、最高予算額、その他の提案事項の決定及び役員の構成の発表を行い区民の意見交換と親睦を計る。
- (2) 必要があるときは臨時にこれを聞くことができる。
- (3) 総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 代議員会

- (1) 代議員会は総会にかわる決議機関とし、区の予算、決算の審議をするほか、区長が必要と認めたとき及び代議員の三分の一以上の請求があった場合に開催する。
- (2) 代議員会は、代議員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によつて決する。
- (3) 代議員会の構成は、十長・五長、前2ヶ年の区長経験者、区長候補者、公民館田上分館長を以て構成する。
- (4) 区長が必要と認めたときには、代議員会の承認を得て、学識経験者を代議員に選任することができる。

3 議長の選出

- (1) 総会の議長は出席者の中から選出する。
- (2) 代議員会の正副議長は、翌年度の区長候補を議長とし、翌々年度の区長候補を副議長とする。

(監査機関)

第5条 監査機関

毎年区長は、監事2名を推薦し、代議員会の承認を得て任命する。

2 監事は、区及び区関係機関の監査をし、その結果を区長及び代議員会に報告するものとする。

(山林相談役)

第6条 山林相談役

山林業務及び水ノ尾用水（田上の名水）維持管理の円滑をはかるため、前2ヵ年の区長経験者2名を相談役とする。

(経費)

第7条 区の経費は、区費、負担金、補助金、委託料、寄付金その他の収入を以って充てます。

(会計年度)

第8条 当区の会計年度は毎年1月の決算代議員会の翌日から翌年の決算代議員会までと

する

(区費の徴集計算)

第9条 区費の徴収は年5回に分けて徴収し、区費徴収割合は次のとおりとする。

- (1) 区費徴収率は平均割4.5%、人頭割4.5パーセント、車両割1.0%とする。
- (2) 人頭割は各世帯の満20歳以上76歳未満の人数とする。
- (3) 車両割は各世帯の車両（農耕車含む）の台数とし、3台を上限とする。
- (4) 区費の徴収のための基準日は毎年1月1日現在とする。

(付 則)

1 この規約を改正しようとするときは、総会の議決を得なければならない。但し総会において代議員会に委任した場合は、代議員会の議決による。

2 区長候補を選出する各旧常会の戸数が不均衡のため、次表により10年間に旧第1常会4名、旧第2常会3名、旧第3常会3名の区長候補を選出するものとする。

表 区長・区長候補選出基準

年次	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
区長	旧第三	旧第一	旧第二	旧第三	旧第一	旧第二	旧第三	旧第一	旧第一	旧第二
候補	旧第一	旧第二	旧第三	旧第一	旧第二	旧第三	旧第一	旧第一	旧第二	旧第三
候補	旧第二	旧第三	旧第一	旧第二	旧第三	旧第一	旧第一	旧第二	旧第三	旧第一

3 この規約は議決した日から施行する。

申し合わせ事項

1 代議員の選出について

代議員は区運営委員を兼務することはできない。

2 財産処分について

田上区の所有する固定資産並びに百万円を超える山林の立木等の処分、又は売却する場合には総会の承認を必要とする。

3 道路の新設または拡幅整備に関する事項

区内道路の新設または拡幅整備にあたっては、その道路の性格、条件等を考慮し、地権者は土地価格及びその代金の支払方法等について納得し、区の調整が得られた場合に限って、市等への申請ができるものとする。

4 道路の工事費の負担について

(1) 生活道路については、区が全額負担とする。

(2) 農道については、区6割、受益者4割の負担とする。

昭和62年11月 日 区研究委員会より答申

昭和63年 1月31日 区総会において議決・施行

昭和63年11月30日 代議員会において一部改正議決・施行

平成19年 1月28日 区総会において一部改正議決・施行

平成24年 2月 5日 代議員会において一部改正議決・施行